

都市計画法第18条の2の規定により
定める都市計画に関する基本的な方針
(都市計画基本方針)

新 潟 市

目 次

第1章 都市計画基本方針の目的

1	目 的	1
2	都市計画基本方針の位置づけ	
3	計画の基本条件	2

第2章 今後の都市づくりの方向

1	都市をめぐる状況の変化	3
2	都市づくりの方向転換	4

全体構想

第3章 都市づくりの理念とめざす都市のすがた

1	都市づくりの理念	5
	●『持続的に発展する政令市』	—都市全体の観点 全市レベルの理念—
	●『誰もが暮らしやすい個性ある地域』	—地域の観点 生活圏レベルの理念—
2	めざす都市のすがた	6

第4章 都市・地域づくりの方針

1	方針の組み立て	7
2	政令市新潟の都市づくりの方針—全市レベルの基本方針—	8
	方針1 自然・田園と共生する都市新潟	11
	○方針1-1 豊かな自然環境の保全管理と活用	
	目標1 豊かな自然環境を保全管理し賢明な利用を図る	
	目標2 環境に配慮した都市づくりを実践する	
	○方針1-2 豊かな水辺・田園・市街地空間の創造	
	目標3 水辺・田園・緑を保全・創造し、自然の潤いを感じられる都市づくりを行う	
	方針2 個性ある日本海拠点都市新潟	14
	○方針2-1 日本海都市・多核連携型都市の顔づくり	
	目標4 国際的な核をつくる	
	目標5 広域的な交流の機会を増やす	
	目標6 都市の中心核をつくる	
	目標7 地域の核をつくる	
	目標8 土地の有効利用を図り都心や地域のまちなかに活気をもたらす	
	○方針2-2 個性ある美しい都市景観の形成	
	目標9 個性ある市街地の景観を形成する	
	目標10 自然・田園と調和した都市景観を形成する	
	方針3 地域が連携する都市新潟	21
	○方針3-1 交通体系の充実による地域間連携の強化	
	目標11 各地域の機能や魅力を相互に補完する道路及び公共交通ネットワークを強化する	
	目標12 交通体系を活かした土地の有効利用を図る	
	目標13 公共交通機関を有効に活用する	
	方針4 活力ある産業・交流都市新潟	24
	○方針4-1 「ものづくり」を核とした産業活性化と農業・農村の振興	
	目標14 「ものづくり」を核とした産業の活性化を図る	
	目標15 都市・農村交流、集落づくりを通じて農業・農村振興を図る	
	○方針4-2 国際拠点都市の魅力高める観光・交流産業の育成	
	目標16 多くの資源を発掘し、より長く・幅広く新潟を体感してもらう	
	○方針4-3 工場等跡地の土地利用の促進	
	目標17 産業・地域・雇用の観点から跡地を有効活用する	
	方針5 安心して暮らせる都市新潟	28
	○方針5-1 自然災害に強い都市づくり	
	目標18 水害に強い都市空間の整備を推進する	
	目標19 防災力を高める	
	○方針5-2 誰もが暮らしやすい環境づくり	
	目標20 障害の少ない施設と移動空間を整備する	

3	暮らしの質を高める身近な地域づくりの方針ー生活圏レベルの基本方針ー	31
	方針6 生活圏で日常の暮らしができる	33
	○方針6-1 便利でにぎわいのあるまちなか	
	目標21 便利なまちなかで用が足りる	
	目標22 まちの広がりや移動を快適に移動できる	
	○方針6-2 まちなかに容易にアクセスできる	
	目標23 集落とまちなかを結ぶための交通手段と道路を確保する	
	方針7 身近な居場所があり、様々な活動や交流ができる	36
	○方針7-1 身近な場所で、集い、憩える	
	目標24 活躍する場所、ほっとする場所で、生き生きと過ごす	
	○方針7-2 農村の暮らし、まちの暮らしを知り、親しめる	
	目標25 都市と農村の交流で、新たな価値を見出す	
	○方針7-3 生活圏で働き、地域社会に貢献する	
	目標26 働くことが生活圏の暮らしの豊かさに結びつく	
	方針8 快適な住まいで暮らせる	39
	○方針8-1 多様な暮らし方を支援する住宅で暮らせる	
	目標27 利便性の高いまちなかの住宅で暮らせる	
	目標28 田園に囲まれた住宅で暮らせる	
	○方針8-2 暮らしやすい居住環境につくりかえる	
	目標29 市民と行政との協働により暮らしやすい居住環境にする	
	目標30 生活基盤の整った居住環境をつくる	
	目標31 既存の建築ストックを活用した住宅を供給する	
	目標32 地震に強く、安全な住宅で暮らす	
	○方針8-3 住み続けられる質の高い住宅で暮らせる	
	目標33 使いやすい住宅、長く使える住宅で暮らせる	
	方針9 歴史・文化的個性を感じることができる	45
	○方針9-1 地域文化を守り、活かす	
	目標34 歴史・文化的資源を再発見し誇りを持つ	
	○方針9-2 身近な地域の風景を発見し、育てる	
	目標35 地域を特徴づける美しい風景を保全・活用する	

第5章 区づくりの方針

1	区別構想	47
	・北 区	48
	・東 区	
	・中央区	49
	・江南区	
	・秋葉区	50
	・南 区	
	・西 区	51
	・西蒲区	

第1章. 都市計画基本方針の目的

1 目的

都市計画基本方針は、市の最上位計画である新・新潟市総合計画が掲げる「分権型協働都市」「田園型拠点都市」「日本海交流都市」「暮らし快適都市」「教育文化都市」の5つの都市像の実現を目的とします。さらに、都市計画と市民の暮らしのつながりが見えるような計画づくりを行い、市民が「暮らしやすさ」を実感できる都市づくりを实践する必要があることから、「市民の暮らしの質を高める」ことも目的とします。

都市計画基本方針では、社会の大きな変化を踏まえて、今後の都市づくりの目指す姿・方向性を明らかにします。また、目的の達成に向けて、必要な連携を図りながら都市づくりに取り組むために、都市空間整備に関する分野を複合的に扱うとともに、他の分野の取り組みも考慮しながら、取り組み方針を示します。このことにより、今後の都市づくりの实践に向けた総合的な指針としての役割を果たします。

2 都市計画基本方針の位置づけ

都市計画基本方針は、都市計画法第18条の2に基づく市の都市計画の基本的な方針であり、市政全般の総合的な指針である新・新潟市総合計画と、新潟県が定める県の都市計画の方針に即して定めます。

都市計画基本方針は、新・新潟市総合計画で位置づけられた様々な分野の施策のうち、都市計画によるまちづくり分野を受け持つ基本方針です。また、都市計画の分野における上位計画である県の都市計画の方針では、県内各都市が目指す都市像を「コンパクトな都市」としており、本計画においても、この方向を基本としています。

都市計画基本方針は、新潟市の都市づくりに関わる各種の関連計画と連携して定めます。そのことによって、都市計画をはじめ、地域のまちづくりを共通の方向に進める指針となり、この基本方針に基づき、都市計画の決定や都市計画に関する事業など具体的まちづくりを進めます。

3 計画の基本条件

1) 基本的考え方

都市計画基本方針は、都市づくりに関わる各分野に対して、これからの進め方の指針となるべく、現時点における長期的な展望を持って定めます。概ね 20 年先までの期間を長期的に捉え、それまでの社会情勢等の変化を考慮しながら、本市の都市計画の基本的な方向性を示します。

また、長期の将来は様々な要因により変化する可能性があり固定できるものではないため、現時点での方向性を示しつつ、時代の変化や取り組みの進捗状況を踏まえ、適宜修正を図るものとします。

2) 想定する人口推移

平成 17 年の広域合併により、新潟市の人口は約 81 万 4 千人になりました。

本市の将来人口を単純に推計すると、平成 22 年をピークに減少に転じる見込みですが、新・新潟市総合計画では、本州日本海側初の政令市として、交流人口の拡大に努め、都市型産業をはじめとした雇用の場を創出するとともに、都市と田園が共生した魅力ある住環境づくりを進めるなどの諸施策を総合的に展開することにより、平成 27 年に約 82 万 2 千人、平成 37 年に約 81 万 5 千人と想定しています。

新・新潟市総合計画における新潟市の人口の想定 人口（千人）

	H17	H22	H27	H32	H37
想定人口	814	818	822	821	815
単純推計人口	814	814	807	794	775

3) 対象とする区域

新潟市の行政区域全域を対象区域とします。

市域のうち都市計画を定める範囲は、原則として都市計画区域内となりますが、市の取り組みとしては、広域の視点を持ちながら、都市計画以外の様々な分野と連携して市域全体の都市づくりを進めていくことが重要であるため、都市計画区域外を含め、新潟市全域を対象区域とするものです。

4) 都市計画によるまちづくりの基本姿勢

新潟市では、市民自治の確立を進めており、都市計画基本方針においても、市民の参画機会を拡充するための情報提供や、検討過程・実施段階への参加機会の確保、継続的なニーズの把握などの取り組みを示すことにより、方針や施策の立案から推進まで、市民に開かれた意思決定の仕組みづくりを行いながら、都市計画によるまちづくりを進めます。

第2章. 今後の都市づくりの方向

1 都市をめぐる状況の変化

都市をめぐる社会状況は、これまでとは大きく変わっています。今後の都市づくりは、これら社会状況の変化を前提として進める必要があります。

1) 人口減少・高齢社会の到来

我が国の総人口は平成 17 年に減少に転じました。新潟市の人口は、現時点では増加傾向にありますが、単純推計では平成 22 年をピークに減少に転ずる見込みです。これまでは、順調に人口が増加してきたことから、新たな市街地開発・都市基盤整備を行ってきましたが、今後は、「都市と田園・自然が調和した形態の維持」を基本に、都市づくりを考える必要があります。

また、人口減少と並行して高齢化も進展します。一方、子どもや働く世代は減少します。今後は、高齢者や子どもなどが安心して暮らせること、若い世代が住み続けたいと感じる都市づくりを行うことが必要です。

2) 環境問題への配慮

20 世紀、私たちは物質的な豊かさを求め続けてきました。そのような人間の活動は自然環境へ負荷を与え、結果として、地球温暖化現象や異常気象、動植物の絶滅や絶滅危惧種の増加など、地球規模で様々な環境問題が発生しています。人間の営みは少なからず自然環境に負荷を与えますが、その負荷が重なり続けていくと、自然環境だけでなく、私たちの生活も存続できなくなることが懸念されています。

社会経済活動の一部である都市づくりにおいても、長期的に見て環境に過度の負荷を与えないように、自然・地球環境との共生による持続性を考慮した都市づくりを行う必要があります。

3) 経済社会のグローバル化

我が国の産業構造は、第2次産業中心の構造から第3次産業中心へと大きく変化してきました。一方、世界的には、経済のグローバル化が著しく進展し、海外資本の流入や企業の参入により、我が国の産業は都市間競争のみならず、国際競争の波にさらされています。特に近年では、アジア諸国の急速な成長が大きな影響を与えつつあります。

しかし、新潟市にとってこの変化は、地理的優位性を活かすチャンスでもあり、地域独自の産業、新潟発の内発的な産業の育成とともに、都市の活力を創出していく必要があります。

4) 価値観の多様化

社会は、急速に成長する時代から、安定した成長を続ける成熟型社会へと移行しました。これに伴い、市民の価値観も、物質的な豊かさから、精神的・心の豊かさを重視する傾向にあります。また、ライフスタイルの面では、仕事だけではなく、趣味や余暇活動、市民活動を重視する傾向や、結婚観の多様化・家族観の変化が見られます。また住宅についても、都心居住や郊外・田園居住など様々なニーズが発生しつつあります。

都市は、住むだけの場所ではなく、より質の高い暮らしのできる場所、自分の価値観にあった住まいや活動を選べる場所であることが求められています。

5) 行政投資の選択と集中

自治体の財政基盤は、人口と経済状況に大きく影響されます。人口の減少、とりわけ働く世代が減少していく状況においては、自治体の財政状況は厳しくなることが予測されます。

都市づくりの面においても、行政として、投資の効率性を意識し、建築物や道路、下水道などの都市基盤を、都市の資産として有効に使い続けるとともに、新たな都市基盤の整備にあたっては長期的に優良な資産となるように、都市経営的な観点を重視した政策を進める必要があります。

また、このような政策を進めることは、資源を有効活用する持続可能な都市づくりにもつながっていきます。

2 都市づくりの方向転換

これまでの都市づくりは、人口・経済の成長を前提として市街地を拡大し、それに伴い都市基盤の整備を進めてきました。しかし、人口減少と少子化・高齢化が経済活動に影響してくることも予想される中で、今後は、本市の地理的優位性と都市のストックを活かした産業振興などによって、都市の活力を高めなければなりません。また、余暇時間の拡大や価値観の多様化などの市民生活と意識の変化は、都市づくりが、量の充足だけではなく、質的な充実、選択肢の多様化を必要とすることを示しています。

これからの都市づくりは、成熟した社会に合わせて、長期的視点から進むべき方向性を見据えることが必要です。そして、その方向に舵を一気に切ることや、全ての成果を今すぐに求めることは困難ですが、舵を切るための課題の一つひとつ着実に取り組み、進むべき方向性への転換を成し遂げる必要があります。

－全体構想－

第3章. 都市づくりの理念とめざす都市のすがた

1 都市づくりの理念

少子化・高齢化による人口構造の変化や経済情勢の変化を受け、都市経営を意識しながら、高齢者や子ども、障がい者なども含めた全ての市民が暮らしやすい都市づくりを目指します。

そのため、「都市全体の観点」から、全市レベルの都市づくりの理念『持続的に発展する政令市』と、市民の身近な暮らしを考える「地域の観点」から、生活圏レベルの都市づくりの理念『誰もが暮らしやすい個性ある地域』、この2つの理念を掲げます。

●『持続的に発展する政令市』－都市全体の観点 全市レベルの理念－

今後の新潟市の発展には、市民が愛着と誇りを持ち続けられるような個性ある都市としての育成・充実を図ることと、都市経営の視点を持ちながら、本州日本海側初の政令市として、都市の活力の維持向上と、地球環境との共生を保つことが求められています。

そのため、新潟らしさを形づくっている歴史や文化、恵まれた自然、築いてきた田園や都市基盤など、これらの「都市の財産」を守り育て、他都市との違いや優位性を活かし、必要なことを見極めて施策を展開していくことにより、持続的に発展する都市づくりを進めます。

●『誰もが暮らしやすい個性ある地域』－地域の観点 生活圏レベルの理念－

新潟市は「個性ある地域」の連合体です。地域が市民生活の基盤として成り立つためには、地域の中で暮らしに必要なサービス機能が集積・充実していることと、地域の歴史や文化など、それぞれの地域の個性が今後も住民の暮らしと結び付きながら発揮されていくことが求められています。

そのため、それぞれの地域の個性を活かしながら、地域の市街地中心部（まちなか）の充実や、日常生活拠点の機能の向上、地域内の連携・交流の促進を図り、地域の自立性を高め、生活圏としてそこで暮らし続ける市民の満足度を高める地域づくりを進めます。

2 めざす都市のすがた

1) めざす都市のすがた

新潟市が目指す都市の姿を『田園に包まれた多核連携型都市』とします。

これは、「田園・自然」に囲まれたまち（市街地）が、まちなかを中心としたまとまりのある（コンパクトな）まちを形成し区（生活圏）の自立性を高めることと、それぞれの区の連携を高めることにより、様々な個性と魅力をもつ連合体としての新潟市を目指すものです。

2) 都市全体の構造

都市全体の構造を、「市街地形態の維持と田園・自然の保全（面の構造）」、「都市及び地域の拠点の育成（点の構造）」、「地域の拠点間の連携（線の構造）」の3つの要素から考えます。

新潟市の空間的な特徴は、広大で美しい田園地域にあります。また、市街地に近いにもかかわらず貴重な自然環境を保っている潟や、砂丘地と防風林による海岸線、後背の山・丘陵地も大きな魅力です。

新潟市は、これらの自然・田園に包まれつつ、日本海側の拠点都市としての顔と、個性ある複数の生活圏の顔をもち、それらが互いに連携する都市構造となっています。また、田園と市街地は、市街地形態を維持することによって田園機能が保全される関係にあり、さらに、食料・潤いのある環境の提供と、まちとしての利便性の提供により、田園と市街地それぞれの市民の生活にとって、お互いが恵みを与えるという共生関係にあります。

このような都市の構造と、田園と市街地の共生関係を将来にわたって維持し、持続的に発展する都市づくりを行います。

○ 市街地と田園の構造（面の構造）

市街地は、現在の市街化区域・用途地域を基本とし、市域をひとつの都市計画区域として市街化区域・市街化調整区域を定め、無秩序な開発の防止と田園環境の保全に努めることにより、市街地の形態を維持していきます。また、広大な田園地域、山地・丘陵、河川、湖沼、海岸などの自然環境の保全を図ることにより、田園・自然に包まれた市街地として維持・再生し、良好な都市環境づくりを進めていきます。

○ 拠点の構造（点の構造）

新潟市の都市活動の拠点として古町・白山、万代、新潟駅周辺を包含した区域を「都心」として位置づけ、都心を持つ中央区と東区の一部の区域を、都心機能を補完する「都心周辺部」と位置づけます。また、市民生活の要となる場所として、各区に「地域拠点」及び「生活拠点」を位置づけ、身近な生活の範囲での生活利便性を高めていきます。

○ 連携の構造（線の構造）

各地域の拠点間を道路及び公共交通体系で連携していきます。都心を中心とした放射状の連携軸を強化するとともに、環状の連携軸も強化していくことにより、地域と地域の連携を高め、連携型の都市を実現していきます。

－全体構想－

第4章. 都市・地域づくりの方針

1 方針の組み立て

第4章では、本市の都市・地域づくりに向けた方針を掲げています。方針は、都市づくりの2つの理念に従い、全市レベルの「政令市新潟の都市づくりの方針」と、生活圏レベルの「暮らしの質を高める身近な地域づくりの方針」の2つで構成します。

政令市新潟の都市づくりの方針

方針1：自然・田園と 共生する都市新潟
方針2：個性ある 日本海拠点都市新潟
方針3：地域が連携する都市新潟
方針4：活力ある 産業・交流都市新潟
方針5：安心して 暮らせる都市新潟

暮らしの質を高める

身近な地域づくりの方針

方針6：生活圏で 日常の暮らしができる
方針7：身近な居場所があり 様々な活動や交流ができる
方針8：快適な住まいで暮らせる
方針9：歴史・文化的個性を 感じることができる

2 政令市新潟の都市づくりの方針 —全市レベルの基本方針—

- 政令市新潟の都市づくりの方針では、めざす都市のすがた「田園に包まれた多核連携型都市」の形成に向けて、全市レベルの理念「持続的に発展する政令市」を受け、市域レベルの行動指針として5つの方針を示します。

- 方針1は、自然・田園と共生する都市形成のための方針です。豊かな水田風景を持つ新潟市には、田園以外にも大小の河川や湖沼、里山や海岸林、そこに生息する動植物など、多様な自然環境が存在します。市街地を包み込むように存在するこれらの環境を、新潟市民すべてにとっての価値ある財産として、それを維持・再生し、多核連携型の都市構造における「面の構造」を形づくるための方針です。

田園は、身近な食料生産の基盤であるだけでなく、自然の緑や水とともに、人々に憩いや潤いという恵みを与えます。従って、それらの環境への配慮として、できる限り自然の生態系を乱さずに保全すること、保全のための適切な管理を行うことが必要であり、併せて、都市が自然・田園の環境を浪費するような過剰な都市的土地利用を防ぐことも必要となります。

また、同時に、人間の活動により発生する廃棄物の適正処理や再資源化、過度に自動車に依存している交通体系の改善など、都市が地球環境へ与える負荷の軽減に取り組むことにより、自然・田園と共生する持続的な都市を目指すものです。さらに、市街地においては、水と親しめる環境の創出や樹木の植栽など、水と緑を取り込むことにより、季節感と潤いのある都市づくりに取り組みます。

- 方針2は、個性ある日本海拠点の形成のための方針です。この方針の内容は大きく二つあります。第一は、多核連携型の都市構造における「点の構造」を形づくることです。環日本海地域の拠点として世界と結ばれた港湾・空港の機能を高め、各区の中心部がそれぞれの地域拠点としての核となり、都市の中心核である都心の機能と魅力を高めること、これら「多核」の育成を重要な都市戦略とし、市民全体が高い都会性を持ったにぎわいと憩いを楽しみ、常に先進性を持ち、若者にも魅力となるような都市を築くための方針です。このことは、新潟市が他の都市との競争に打ち勝つためにも不可欠であり、首都圏や北東アジアなどへの対外的なゲートウェイとしての機能も発揮していく必要があります。また、市全体の求心力、経済活動の原動力としても、都心における高次都市機能の集積を強力に支援することにより、将来にわたり中心核としてのにぎわいを持続していく必要があります。

第二は、市街地部や農村集落など、様々なかたちで存在する生活の空間を、新潟市の個性や財産と調和しつつ魅力的な姿にすることにより、これからも新潟市らしくあるための方針です。働く、住む、買物をするなど、人々の活動の多くは、建物や都市基盤が整備された空間のもとで営まれており、これらの空間を、それぞれの土地の歴史や文化、田園風景、河川や里山などの自然環境と調和した姿にすることは、田園や河川、里山などの自然を守ることに同じく、新潟市らしさを持ち続けるために重要なことです。そこに暮らす市民が愛着と誇りを持って守り続け、市外の人々から見ても魅力となるような環境と景観の形成に取り組む必要があります。

●方針3は、新潟市内各区の連携を強める交通網の形成のための方針です。新潟市は、世界と直接結ばれた港と空港を有し、国内では新幹線や高速道路で結ばれており、これら広域交通基盤に恵まれていることが大きな強みです。今後も、これらの交通基盤を有効に活かし、改良すべき点は改良しながら、他都市との連携と交流を活性化させていくことが不可欠です。同時に、市内の骨格となる交通軸を整え移動を容易にすることは、各区の特色を活かした機能分担と連携を支え、豊かな市民生活が送れるようにするために不可欠です。また、温室効果ガスの排出抑制といった環境負荷の軽減や、超高齢化社会における人々の移動手段の確保を考慮すると、自家用車に過度に依存していると言える現状を見直し、エネルギー効率が良く、誰もが使うことのできる交通手段である公共交通の復権と、公共交通の利用と結びついた歩行者空間整備や土地利用に取り組む必要もあります。このように、人やモノの流れを支える交通のネットワークとサービスに取り組み、多核連携型の都市構造における「線の構造」を形づくるための方針です。

●方針4は、活力ある産業・交流都市の形成のための方針です。都市活動の基礎になる経済活動、雇用の拡大と、都市住民による農業への支援活動を活性化すると共に、多くの観光資源を活かし、交流人口の拡大に寄与する都市づくりの方針です。社会経済のグローバル化による産業構造の変化や国際的な競争にさらされている状況下で、本市の産業にしっかりと土台を築くことが重要であり、都市のポテンシャルを活かした企業誘致や、新たな研究開発、新分野の開拓とともに、既存産業を高度化し、競争力を培うことが必要です。

また、日本有数の規模をもつ本市の農業は、食料生産の役割とともに、広大な田園が低地帯からなる市街地の浸水被害を軽減する役割を担っており、新潟という都市の成立を助けている重要な産業です。しかし、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっており、田園を農業自体で維持していくことが困難になりつつあります。この田園の適正な管理を存続させる上でも、農業の振興を強力に推進し、農業者だけでなく都市住民も一定の役割を担いながら、市民全体で田園を守り続ける必要があります。さらに、新潟市内各地の個性や優位性を国内外にアピールし、市民とともに観光・交流の促進に取り組み、それらを契機とした様々な効果によって、都市の活力向上を図ることが必要です。

●方針5は、安心して暮らせる都市の形成のための方針です。市民生活や都市活動を安全に維持できるようにするために、都市づくりの基礎となる方針です。新潟市は、低地帯であることや、流域面積の広い河川と長い海岸線を有することから、水害リスクが非常に高い都市です。市民の生活と財産を守るために、それらのリスクを減らすような整備を進めるとともに、万が一の災害に、地域社会が的確に対応できる仕組みをつくる必要があります。また、市民の日常の活動に対する安全を確保するため、市街地空間や住宅・公共施設などを、ユニバーサルデザインの視点を取り入れるなどして、誰もが安全に利用できる環境整備が必要で

表 政令市新潟の都市づくりの方針と各個別方針

方 針	個別方針
方針1 自然・田園と 共生する都市新潟	1-1 豊かな自然環境の保全管理と活用
	1-2 豊かな水辺・田園・市街地空間の創造
方針2 個性ある 日本海拠点都市新潟	2-1 日本海都市・多核連携型都市の顔づくり
	2-2 個性ある美しい都市景観の形成
方針3 地域が連携する都市新潟	3-1 交通体系の充実による地域間連携の強化
方針4 活力ある 産業・交流都市新潟	4-1 「ものづくり」を核とした産業活性化と農業・農村の振興
	4-2 国際拠点都市の魅力を高める観光・交流産業の育成
	4-3 工場等跡地の土地利用の促進
方針5 安心して 暮らせる都市新潟	5-1 自然災害に強い都市づくり
	5-2 誰もが暮らしやすい環境づくり

方針 1 自然・田園と共生する都市新潟

「方針 1 自然・田園と共生する都市新潟」では、「自然や田園と、人や都市が共生していくこと」を目指して、2つの個別方針を掲げます。

○方針 1-1 豊かな自然環境の保全管理と活用

多くの野生動植物が生育・生息する海岸、河川、湖沼、里山などの自然環境を保全し維持管理するとともに、環境負荷の軽減に配慮した取り組みを行うことにより、環境と共生する持続可能な都市を目指します。

また、市民が自然に触れ、楽しみ、学べる機会を創出するとともに、市民と共に積極的に保全管理を進めることで、貴重な自然環境を次世代に引き継いでいきます。

◆目標 1 ◆ 豊かな自然環境を保全管理し賢明な利用を図る

新潟市は、海岸、大小の河川、湖沼などにより、豊かな水と緑のネットワークを構築しています。これらは、白鳥などの水鳥をはじめとする野生動植物の生育・生息の場、身近な市民の憩いやレクリエーションの場になっているとともに、新潟市の個性を表す貴重な資源といえます。

これらの貴重な資源を、田園型拠点都市・新潟の大きな財産として次世代に引き継ぐため、保全管理を進めていきます。さらに、市民や来訪者がこのような自然にふれ、学べるような賢明な利用を図り、自然環境と都市活動が共生できる都市づくりを行います。

1) 貴重な自然資源を適切に保全管理し、市民が自然とふれあえる場としても活用していきます。

河川や湖沼については、その機能保持を図りながら、生態系を保全するとともに、市民や来訪者が憩い、親しみ、楽しめる水辺空間として活用します。

海岸や里山の森林については、市民との協働による保全管理に取り組み、市民や来訪者が憩い、親しみ、楽しめる自然空間として活用します。

海岸については、海浜植物の保護・育成に配慮した海岸侵食対策を促進し、海岸線を守ります。

- 2) 豊かな自然資源を保全し活用するため、自然体験や学習機会を創出し、市民との協働による自然保護に取り組むとともに、市民の啓発を図ります。

これまでも、自然に親しみ、学ぶイベントや活動が展開されていますが、今後はこれらをさらに拡充するとともに、市民団体など多様な団体と連携した環境保全活動に力を入れ、貴重な自然を守っていきます。

◆目標2◆ 環境に配慮した都市づくりを実践する

これからの都市づくりにおいては、自然生態系を維持するとともに、都市活動による環境への影響を最小限にするという、持続可能な取り組みを行うことが求められています。

貴重な自然環境の保全と併せて、循環型の取り組みを推進し、環境へ過剰な負荷を与えない持続可能な社会の構築を目指すため、必要な都市基盤の整備や仕組みづくりを行います。

また、交通部門に起因する二酸化炭素の排出などによる環境負荷は、自動車への過度の依存を見直し、公共交通へのシフトを進めることにより削減が可能です。持続性の高い都市づくりを目指して、公共交通の利用を促進し、環境にやさしい交通体系の構築を推進します。

- 1) 適正な廃棄物処理を行うための体制の確立や循環型の都市システムの形成を図ります。

ごみの減量化及び再利用を進めることにより資源の有効利用を図るとともに、食品廃棄物や農業廃棄物などのバイオマス資源を活用した循環型の都市システムの形成を図ります。

- 2) 汚水処理施設の整備に取り組めます。

下水道などの汚水処理施設の整備により、水質保全に努めます。

- 3) 自動車と公共交通の適切な役割分担に取り組めます。

交通需要が集中する都心へのアクセスや、都心および都心近郊における移動では、交通需要マネジメント*や公共交通機関の強化など、交通の適切な役割分担に取り組めます。さらに、公共交通を意識した土地利用の誘導などにより、環境への負荷を軽減します。

※交通需要マネジメント (TDM : Transportation Demand Management)

円滑な移動の確保や、エネルギー消費の少ない良好な交通環境の創出を図るため、時間・経路・交通手段の変更など移動方法の工夫をすることにより、道路混雑を緩和する様々な取組みを交通需要マネジメント (TDM) といいます。

代表的な施策として、混雑時間帯を避けて出勤する「時差出勤」、「フレックスタイム」、車と公共交通機関を併せて利用する「パーク&ライド」などがあります。

○方針 1-2 豊かな水辺・田園・市街地空間の創造

田園とそれを支える水系の保全に努め、そこで生産される食料の恩恵だけでなく、洪水の防止、生態系の保全、良好な景観形成、ヒートアイランドの防止など多様な機能を享受することができる、田園と市街地との共生関係を持続させます。

また、市街地内に水と緑を取り入れ、自然が生活に密着した潤いのある都市を目指します。

◆目標 3◆ 水辺・田園・緑を保全・創造し、自然の潤いを感じられる都市づくりを行う

広大な田園空間は、田園型拠点都市・新潟という強力な個性を支える基盤です。また、田園は生産機能の他に、洪水防止、生態保全、良好な景観形成、ヒートアイランドの防止など様々な機能を有しています。

このような貴重な田園と、それを支える疎水（そすい：農業用水路）などを適切に管理し保全することで、水に親しめる、潤いある都市づくりを行う必要があります。

また、周辺に広大な田園風景が広がる一方で、市街地の中では水や緑などの自然にふれる場所や機会が少ないことが指摘されています。そのため、市街地内においても、自然的なオープンスペースや、きめ細かく緑、水を配置することにより、地球温暖化の抑制に貢献しながら、季節感を感じられるような市街地整備が求められています。

このような取り組みを市民とともに実践していくことを通じて、水に囲まれ緑の美しい新潟市の風景と身近な環境づくりを行います。

1) 田園がもつ多様な機能を享受することのできる都市づくりを行うため、田園空間・風景を保全します。

農業の担い手の育成や農業基盤整備など産業としての農業の振興を図ると同時に、市街地縁辺部や田園部などにおける新たな開発に対しては、雇用の場の創出や交流人口の増加、良好な都市空間の創出など、市全体や各区の持続的な発展に繋がるような質の高い開発に限定する仕組みを創設することにより、市街地形態を適切に維持しながら、良好な田園空間の保全を図ります。

2) 河川、疎水などの水環境を市民生活に密着した資源として活用します。

河川や疎水などの様々な水環境は、その目的に応じて必要な保全管理を図ります。疎水は、農閑期にも水を流すことにより、一年を通じて、身近な水の空間と水に生きる動植物の環境を提供する「環境用水」としての活用を図るなど、市民生活に潤いを与えるための利用のあり方を考え、また市民自らが管理するなど、生活に密着した水辺空間として活用します。

3) 身近な緑や自然を取り入れ、地球環境保全への貢献と、季節感を感じることで潤いある都市づくりを行います。

新潟の気候にあった緑を市街地内に取り入れ、地域固有の緑や花で季節を感じられる都市づくりを進めます。また、推進にあたっては公園や街路樹、農園などによるものばかりでなく、個々の建物における緑化などを通じて地域全体に様々な緑を取り入れることにより、地球環境の保全に貢献し、環境との共生を目指す都市づくりを進めます。

方針 2 個性ある日本海拠点都市新潟

「方針 2 個性ある日本海拠点都市新潟」では、「新潟の個性を發揮しながら、日本海側の拠点都市として発展すること」を目指して、2つの個別方針を掲げます。

○方針 2-1 日本海都市・多核連携型都市の顔づくり

空港・港湾施設、鉄道及び高速道路ネットワークの恵まれた交通条件を活かして、環日本海を代表する都市として広域的な交通の利便性を高め、都市の拠点性を向上させます。

都心では、都心各地区が連携し、多様な魅力を提供し、移動の利便性を高め、様々な人が働きやすく、暮らしたくなるまちづくりを進めます。さらに、都心に近接した広域的行政の拠点や、文化、交流、憩いの拠点など、都心と性格の異なる拠点を強化し、また相互に接続することによって、都市の中心核としての都心の魅力を一段と高めます。

各区では、地域拠点をそれぞれの地域の核として、公共公益施設や生活サービス施設など日常生活拠点としての機能の維持・向上を図り、都心や個性ある各区と相互に連携しながら、各区の顔となる活動・交流の拠点育成を目指します。

◆目標 4◆ 国際的な核をつくる

新潟市には、政令市にふさわしい広域的な公共交通体系が整っています。中でも、空港及び港湾は、都心に近接する港として利便性が高いこと、高速道路及び高速鉄道ネットワークとの連絡も良いことが特性として挙げられます。

しかし、都市間競争が激しくなる中、国際的な拠点をさらに強化し、より活発な都市活動を促進する必要があります。そのため、航路や航空路の充実・新設等により、新たな貨物・旅客需要の開拓を進め、港湾・空港機能を強化します。

また、交通拠点施設を結ぶ都市内の交通ネットワークとして、都心や新潟駅とのアクセスを強化することにより、観光・交流や産業振興等に優位性を發揮し、都市の国際的なポテンシャルを高めていきます。

1) 港湾・空港機能を充実させます。

環日本海における代表的な国際貿易港として、コンテナバース等の港湾施設の整備を進めるとともに、北米航路、日本海横断航路の新規開設や既存航路の拡充により、港湾機能の充実に取り組みます。港湾の拠点性向上により、輸出入貨物の増加とともに、産業の活性化につなげていきます。

また、複数の国際路線をもつ新潟空港の機能をさらに強化し、日本海側のハブ空港としての利便性を高めるため、北京、天津、青島や台湾などへの新規航空路の開設、既存航空路の拡充を図ります。さらに、国際航空需要の増加や航空機の大型化等の近年のニーズに対応するため、3,000m級滑走路の実現を目指すとともに、必要な施設整備の促進を図ります。

2) 空港へのアクセス性の強化を図ります。

広域交通拠点とつながる都市内の交通ネットワークの強化を図るため、空港と新潟駅・都心とのアクセス強化について、短期的、中・長期的視点に立って取り組みます。

◆目標5◆ 広域的な交流の機会を増やす

新潟市は、高速道路や上越新幹線などの広域交通ネットワークの拠点となっています。このネットワークを最大限活用することで、地方経済圏との交流促進を図ります。

また、関連市町村と連携し、より多くの来訪者を迎えることのできる環境づくりを推進するとともに、新潟駅での市内公共交通機関への乗り換えの利便性を高めることで、市内各地域へ移動しやすい環境を目指します。

1) 高速道路のネットワークの形成を促進し、利用環境の改善を図ります。

日本海東北自動車道の延伸などを促進し、広域的な交通機能を強化するとともに、スマートインターチェンジ（ETC専用のインターチェンジ）の整備の促進などにより高速道路を使いやすくします。これにより、広域連携の強化と同時に、一般道の利用者を高速道路に転換させるなど、一般道の渋滞緩和と地球環境への負荷の軽減を目指します。

2) 上越新幹線の利用促進に向けて取り組みます。

2014年の北陸新幹線の開業が、上越新幹線の利便性と沿線の地域経済に影響を与えることが予想されることから、関係市町村と連携しながら沿線地域の振興に取り組み、上越新幹線の利用促進を図ります。新潟駅では、在来線と新幹線との同一ホーム乗り換えなどにより、相互の連絡性を向上させます。

◆目標6◆ 都市の中心核をつくる

新潟駅周辺から万代、古町周辺にかけての都心は、他都市から訪れる人々に対する新潟市の玄関口であり、また、市内だけでなく近隣市町村からも、若者から高齢者まで多くの人が集まり、就業やショッピング、娯楽など多様な活動が営まれる場です。

都市間競争時代の今、市内各地の個性を活かして都市のオリジナリティを発揮することが重要であり、そのためにも、都市の「顔」である都心の強化と活性化を図り、都市全体の原動力となる高い都市性を発揮することは、欠かすことのできない要素です。

この重要な拠点である都心では、商業、業務、交流機能の強化、高次都市機能の集積など、総合的な整備を図ります。

さらに、誰もが快適に移動できる交通環境として、自動車の利便性よりも、歩行者、自転車や公共交通による移動の利便性を優先し、その向上に取り組みます。また、都心の移動空間の連続性や快適性を高め、人々の多様な移動ニーズ、移動形態に対応する交通体系を構築することにより、都心各地区の連携を強化します。

これらによって、都市の郊外化により衰退傾向にあった都心ににぎわいを取り戻し、世界に対して活気あふれる新潟市の顔を示すことにより、グローバル経済社会における新潟市の起点を築き、都市活力の持続性を高めます。

1) 新潟駅周辺地区では、新潟駅の高架化を契機とした街の再構築を行い、商業業務機能の集積や公共交通機関の相互連携の向上を図ります。

新潟駅周辺地区では、新潟駅の高架化によって、鉄道による市街地の分断を解消し、再開発などによる商業・業務機能の集積、駅のターミナル機能強化による公共交通機関の接続性向上など、都市空間を快適で魅力的なものに再構築します。これにより、駅南北の市街地が新たな都市軸を形成し、陸の玄関口としてふさわしいにぎわいの創出を図ります。

2) 万代地区では、朱鷺メッセ周辺の交流機能の強化と、新潟駅、万代シティとの移動手手段や移動空間の強化に取り組みます。

万代地区は、万代シティが商業の拠点を形成し、万代島の朱鷺メッセが交流の拠点を形成しており、朱鷺メッセの持つ国際交流機能をより活用することにより、交流人口の増加を目指す本市の戦略に大きな役割を果たします。

そのため、万代シティ周辺での機能強化を図るとともに、朱鷺メッセ周辺での漁港区も含めた一体的な交流の場、にぎわい空間づくりを図ります。さらに、新潟駅と万代島のアクセスの向上、万代シティと万代島を結ぶ信濃川沿いの空間を活用した新たな交流軸の形成に取り組みます。

3) 古町地区では、みなとまちの歴史と文化を活かした魅力の発揮と、生活のにぎわいを取り戻すことに取り組みます。

古町地区では、地区住民や市民団体とともに、「みなとまち」の歴史と文化を活かした街並みの再生に取り組み、地区の住民が誇りと愛着を持ってその街に暮らし、訪れる人々はその魅力を楽しみながら回遊できる都市空間を創出します。また、居住地の郊外立地、郊外型大規模商業施設の展開などにより、住宅地では空き家、商店街では空き店舗が発生していることから、空き家や空き店舗の利活用に取り組み、地区で暮らす人々、商売を営む人々による生活のにぎわいと、連続性を持った街並みの維持・向上を目指します。

4) 都心の機能を補完し、都心の魅力を高める拠点の整備に取り組みます。

都心の機能強化と同時に、都心と性格の異なる拠点や、都心のアメニティを拡充して
くれる拠点を強化し、それらを都心と連携させることにより、都心の魅力をより一層高
め、新潟の中心核に新たな顔を創出します。

新光町・美咲町地区は、国の行政施設と県庁を核とした広域的な行政機能の拠点とし
ての機能向上を図ります。また、鳥屋野潟南部地区は、都心と近接する自然環境を活か
した文化・交流・憩いなどの複合拠点としての整備に取り組みます。

5) 都心では、自転車や歩行者が安全で快適に移動できる交通環境、公共交通で快適に移動 できる交通環境の創出に取り組みます。

新潟駅周辺から古町をつなぐ通り（東大通～柗谷小路）は、都心の中でも移動が最も
集中する骨格軸です。この軸を中心に、「人に優しい公共交通ゾーン」として公共交通軸
の強化を図ります。併せて、自転車や徒歩による移動を容易に、快適にすることも重要
です。そのためには、道路の機能の見直しと、道路空間の使い方の見直しが必要です。

道路の機能の見直しとして、都心を通過する自動車交通を都心の外側に誘導し、不要
な自動車交通が都心の内部にまで入り込まないような道路体系の構築と、交通規制など
による円滑化を図ります。これにより、都心では、自動車メインの道路空間の使い方を
見直し、自動車が使っていた道路空間を、歩行者や、これまで整備が取り残されてきた
自転車のための空間として使うことに取り組みます。

◆目標7◆ 地域の核をつくる

都心と個性ある各区が、互いに交流し、一体的な発展を遂げていくために、各区の拠点を育
成する必要があります。

各区には、古くから地域の核として、ヒトやモノ、情報などが行き交うまちなかがあり、発
展してきました。このまちなかを中心として、各地域では多様な文化が育まれてきました。

近年、都市機能の郊外化などにより、まちなかの商店街の衰退などが見られますが、今まで
培ってきた地域特性を活かしながら総合的なまちづくりに取り組み、各区のまちなかを魅力あ
る地域拠点として育成していきます。

1) 地域の特性を活かした拠点づくりを進めていきます。

各区に魅力ある地域拠点を育成するため、まちなかが持つ既存の都市基盤や機能、個
性を活かしながら、日常生活拠点としての機能向上や連携・交流の場の創出、暮らしや
やすい居住環境の形成などに取り組みます。

◆目標 8◆ 土地の有効利用を図り都心や地域のまちなかに活気をもたらす

都心における高次都市機能の強化や、商業・業務機能の集積、にぎわいの増加には、市街地が適切に更新され、土地が有効に利用されることが必要です。同時に、都心・まちなか住民の暮らしの活気を生み出すために、都心や各地域のまちなかの特性とそれぞれの居住ニーズに応じた住宅を供給し、良好な住環境・街並みの誘導に努める必要があります。

また、大規模な集客施設などの郊外立地は原則として抑制し、拠点や市街地へ適切に誘導することにより、都市機能と人々の活動・にぎわいが凝縮された核の形成を図ります。

1) 土地の健全な高度利用や、建物更新などの市街地のリニューアルを図ります。

都心は、様々な都市機能及び都市型住宅の誘導、再開発事業等の促進により、土地の有効活用、市街地のリニューアルを図ります。

そのため、街区の再開発や、商店街の空き店舗の改装などを支援し、都心の土地の有効利用と建物の適切な更新を図ります。その際には、街や通りのイメージを乱さないように、周囲との調和にも配慮することにより、街並みの統一感や雰囲気醸し出すような整備を図ります。

2) 都心や各地域のまちなかの居住環境や街並みに貢献する住宅づくりを誘導していきます。

都心やまちなかへの住宅供給にあたっては、緑化や景観誘導、オープンスペースの確保など、周辺の居住環境や既存の街並みに貢献する住宅づくりを促進します。また、商業・業務機能を持ち合わせた住宅など、地域のにぎわいや活気の醸成に寄与する住宅を誘導します。併せて、高齢者や子育て世代など様々な居住ニーズに対応した住宅供給の仕組みづくりを検討します。

低層住宅が並ぶ地区への高層住宅の開発や、狭い敷地に細長い高層住宅が次々と並ぶような開発については、近隣住民によるルールづくりや合意形成による誘導を行うなど、居住環境の維持・改善に取り組みます。

3) 商業・業務施設、公益施設などを都心や地域拠点へ集積させ、利便性の高い拠点を育成します。

大規模な集客施設や高度医療、文化施設などの高次都市機能は都心や拠点への集積を誘導し、同時に、田園地域などの郊外では無秩序な立地を抑制します。郊外化による既存市街地の衰退を防ぎ、「中身の詰まった」利便性の高い都心や地域拠点を育成します。

○方針 2-2 個性ある美しい都市景観の形成

各区の拠点となるまちなかや都心では、それぞれの地区特性を活かしながら、住民が誇りに感じ、大事にしていきたいと感じる都市景観を創出します。また、住宅地においても、緑や潤いのある街並みや、地区固有の歴史、文化資産などを活かした街並みなど、住民が「住み続けたい、守り続けたい」と感じるような景観を創出します。そして、広大な田園風景や里山風景、河川の風景などと市街地が接する場所では、それらの風景と調和する市街地景観の形成に取り組みます。

市民の意識とともに守り育てられる都市景観は、都市の風情や風格、歴史などの様々な新潟らしさを感じさせるものとなり、自然・田園に包まれた都市という特性を活かした政令市新潟の魅力を高めることにつながります。

◆目標 9◆ 個性ある市街地の景観を形成する

都市としての新潟らしさを保持するために、貴重な財産である広大な田園や河川・湖沼などの水と緑の財産を守るとともに、都市的な土地利用がされている市街地においても、成り立ちや歴史文化などを活かした景観を守り育てることに取り組みます。これにより、市民が愛着を持った都市となり、市外の人々から見ても魅力ある都市となることを目指します。

1) 都心や各区のまちなかでは、歴史文化、個性や特性を活かした都市景観の形成を進めます。

都心では、「みなとまち」の歴史・風情を活かした景観や、にぎわいと魅力を活かした都市景観の形成を図ります。各区のまちなかや拠点では、その土地で育まれてきた歴史文化を活かし、個性ある街並み、区の拠点としてにぎわいある都市景観の形成を図ります。

2) 住宅地では、緑の潤いや歴史などを活かして、良好な住宅地景観の形成を進めます。

住宅地では、生け垣や庭木、街路樹による緑の創出と、歴史的な資産や独自の文化などを活かした街並みの形成に取り組むことにより、居住者が日常的にやすらぎや潤いを感じ、歴史文化とともに生活することに誇りと満足を感じるような、良好な住宅地景観の形成を図ります。

3) 歴史的な街並みの保全・創出と、企業やまちづくり団体との連携・協働による景観形成を進めます。

古町地区における堀と柳のまちづくりの推進など、みなとまちの歴史や文化を活かした街並み景観の保全・創出に取り組みます。また、企業や研究機関、専門家、市民団体などと連携・協働して、景観形成の課題解決に向けて取り組みます。

◆目標 10◆ 自然・田園と調和した都市景観を形成する

新潟市は、河川・里山や広大な田園という豊かな水と緑を有し、それらに包まれた市街地には高次都市機能と拠点性を有する、今までに類を見ないタイプの政令市です。市街地を包む自然・田園の環境は、全ての市民の財産であり、本市の大きな個性でもあります。「水と緑に包まれた政令市」として、これらの環境と調和した市街地景観の形成に取り組めます。

1) 河川，湖沼，海岸など，水辺空間と調和した市街地景観の形成に取り組めます。

河川，湖沼，海岸などの水辺は，自然環境としての保全を図るとともに，それらの水辺と市街地が接する部分では，影響を及ぼす範囲の景観ルールを定めるなど，水辺の環境と調和した市街地景観を誘導していきます。

2) 田園景観と調和した市街地景観の形成に取り組めます。

市街地の縁辺部は，田園と市街地が接する重要な場所であり，田園の風景と調和し，突出感を与えないような市街地景観を誘導していきます。

方針3 地域が連携する都市新潟

「方針3 地域が連携する都市新潟」では、「市内の各地域間の移動の利便性を高め、総合的な交通体系を確立し、地域間の連携を強化すること」を目指して個別方針を掲げます。

○方針3-1 交通体系の充実による地域間連携の強化

道路網の強化を図るとともに、公共交通機関の連携とサービスを向上させ、地域間の連携を強化します。自家用車以外の移動手段を選択でき、日常の生活ができ、都心や他の地域に行くことができる交通体系を目指します。

また、主要な公共交通軸と連動した土地利用を促進し、公共交通の利便性の高い地域で多くの市民が居住・就業できるような市街地形成を図ります。

◆目標11◆ 各地域の機能や魅力を相互に補完する道路及び公共交通ネットワークを強化する

市内の各地域の個性と機能を最大限生かすためには、地域間の移動を支える道路・交通体系が充実していることが重要です。

道路については、これまで整備を進めてきた、都心を中心とした放射状道路に加え、市域を横方向につなぐ環状道路を強化する必要があります。また、公共交通機関は、既存の交通機関の活用を基本として、都心と各区の交通結節点を結ぶ放射方向の公共交通機関を強化し、同時に、各区の交通結節点では区内の公共交通手段（バス等）との連携を強化することにより、多くの人が公共交通を使い、都心や市内各地へ移動できる交通環境の実現を目指します。

1) 放射・環状の道路網により、地域間移動を容易にします。

市民の日常的な移動、業務活動、物流等、社会経済活動を支える基盤の整備と、都心を通過する交通の削減を図るため、放射・環状の骨格的道路網の整備を図ります。

また、道路整備にあたっては、事業効果などを検討し、道路計画の見直しを含めた計画的な整備を進めます。

2) 公共交通機関の輸送力や利便性の強化と、利用の促進を図ります。

鉄道及び高速バス、急行バスなどのサービス向上を図ります。同時に、これらの公共交通の利用促進に向け、パーク&ライド*の推進やバス停の整備など、利用者にとって快適な利用環境の提供に取り組みます。特に、市民にとって最も身近な公共交通であるバスは、運行頻度の充実や、専用レーンによる走行性向上、利用しやすい路線網の設定などにより、利用環境を向上させます。

※パーク&ライド（P&R）

郊外の駅やバス停付近に設けられた駐車場に車を停めて、そこから都心までは鉄道やバスを利用して移動することをいいます。

3) 交通結節点は、利便性、快適性を高めるとともに、様々な機能を集積させることにより、にぎわいの場とします。

交通結節点では、駅前広場やバスターミナルの整備、駐車場・駐輪場の整備を進め、乗り換えの利便性向上等、交通手段の連続性、快適性を高めます。併せて、乗り継ぎ情報の提供など、利便性を向上させるためのソフト面の整備を進めます。

また、交通結節点の整備にあたっては、各種のサービス機能や交流機能を併設するなど、人が集まり、憩い、交流できる場としての整備を図ります。

◆目標 12◆ 交通体系を活かした土地の有効利用を図る

公共交通軸に接する地域に、生活サービス機能や業務機能、文化教育機能、公的サービス機能、居住機能など、様々な都市機能を集積させ、利便性の高い市街地形成を図ります。

また、新たな市街地開発を行う際には、公共交通体系との位置関係を重視した誘導を図ります。

これにより、基盤整備の投資効率を高め、自家用車に過度に頼らなくても生活でき、環境への負荷を軽減するような市街地形成を目指します。

1) 公共交通利便性の高い地域に都市活動や生活圏の活動が集中するように、土地利用の誘導を図ります。

主要な公共交通機関の沿線や駅などの交通結節点の周辺では、各種の都市機能の集積や土地の有効利用の誘導を図ります。

特に、各区のまちなかや主要な駅の周辺などでは、住宅や商業、業務、その他の都市サービス施設など、複合的な機能をもった地区としての整備・誘導を図り、歩いて暮らせるまちづくり、車に頼らなくても生活できるまちづくりを目指します。

また、新たな市街地整備をする場合にも、周辺地区の現状を踏まえるとともに、生活者や来訪者の移動手段として公共交通の利用可能性を重視した誘導を行います。

◆目標 13◆ 公共交通機関を有効に活用する

公共交通の利用者増加やサービス水準の向上には、市民の生活様式を長期的な視点によって、自家用車利用中心から、目的や行き先に応じて様々な手段を選択するよう変えていくことが必要です。

これまでも、渋滞の緩和や公共交通の利用促進のために、パーク&ライドなどの実証実験が行われ、本格実施につなげてきたものもあります。このような取り組みを継続し、公共交通を使う生活スタイルを市民に提案しながら、地球環境に配慮した都市づくりを実践していきます。

また、便利で快適な公共交通の実現には、市民、行政、交通事業者がそれぞれの役割を果たす必要があるため、これら三者が連携・協働しながら公共交通の改善に取り組むことを目指します。

1) 市民行動への呼びかけとともに、交通需要マネジメントに取り組みます。

市民一人ひとりの日常生活に密着したところから公共交通利用を喚起するため、環境面や経済面での公共交通の優位性を積極的にPRするなど、市民の自発的な交通行動の変化を促すモビリティマネジメント※を推進します。また、市民、交通事業者と連携し、パーク&ライド駐車場の整備などの交通需要マネジメントに関する環境整備を推進し、公共交通の利用促進に取り組めます。

2) 公共交通実証実験を通じて、公共交通の改善を推進します。

公共交通の運行・利用状況を踏まえて、必要に応じて公共交通の実証実験を行い、公共交通施策に反映させます。また、利用者である市民の意向を反映した実証実験にも柔軟に取り組む、市民が納得しながら利用を促進するような施策展開を目指します。

3) 公共交通に関する市民・行政・事業者の連携を強化します。

市民・行政・交通事業者が協議・協働できる場を設けます。行政は、公共交通の配置や交通施設の整備、道路空間の利活用等について長期的な視点で取り組むとともに、利用者の声や利用実態を反映した交通施策を立案し、事業者に対して運行の改善を求めるなど、積極的に関与していきます。

※モビリティマネジメント

一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策をモビリティマネジメントといいます。

方針 4 活力ある産業・交流都市新潟

「方針 4 活力ある産業・交流都市新潟」では、「活力ある産業の集積と国内外の多様な交流を通じ、産業の活性化を図ること」を目指して、3つの個別方針を掲げます。

○方針 4-1 「ものづくり」を核とした産業活性化と農業・農村の振興

ものづくり産業、市民の食を支える農業は、新潟市の産業の核として活性化を図るとともに、新産業の創出や企業誘致などにより雇用の拡大を目指します。また、産業振興やそのための土地利用については、地域振興や雇用の創出など都市づくりの観点から総合的に検討を進めます。

◆目標 14◆ 「ものづくり」を核とした産業の活性化を図る

持続的に発展する都市を実現するためには、産業基盤の確立は欠かせません。特に「ものづくり」産業は、関連産業の裾野の広さなどから、波及効果によって経済活性化に果たす役割が大きいことが特徴です。そのために、産学連携の促進などにより、バイオ技術をはじめとする新技術を活用した製品等の研究開発を支援するなど、既存産業の高度化と新産業の創出を図る必要があります。

また、新潟市の地理的な優位性や広域交通基盤を活かして、国内外から活力ある優良企業の誘致を進め、既存の工業用地の活用促進や地域の特性を活かした新たな工業用地の検討を進めながら、製造業をはじめとする産業の活性化と雇用の拡大を図ることも必要です。このような取り組みを通じて、活力ある産業・交流都市の基盤づくりを進めていきます。

1) 産学連携の促進による活性化と新産業の創出を図ります。

既存のものづくり産業を強化し、新たな産業へと発展させていくため、地元大学との連携を深め、企業の技術の高度化、研究開発、新分野への挑戦などの取り組みを積極的に支援します。また、新潟バイオリサーチパーク構想を推進し、バイオ技術の集積、既存産業の高度化、新産業の創出を図ります。

2) 本市の優位性を活かして企業誘致を進めます。

新潟市の地理的条件、交通基盤、人的資源、既存の産業ストック、政令市効果など、市が持つ企業誘致のための優位性を最大限活用し、積極的なPRや、企業への優遇措置等により、活力ある優良企業の誘致を推進します。

◆目標 15◆ 都市・農村交流，集落づくりを通じて農業・農村振興を図る

新潟市にとって農業は，高い食料自給率と，美しい田園風景を支える重要な産業のひとつです。この農業を主要産業として発展させていくためには，農産物の生産性や安全性の確保，付加価値を高めるための商品開発等により，農産物や商品の魅力を高めていく必要があります。

また一方で，農業を取り巻く厳しい状況を踏まえると，産業振興の観点による取り組みだけでなく，農業者が消費者や都市住民との交流を通じて新たな活力を得る取り組みや，共同体としての集落振興を図る取り組みを進める必要があります。

1) 農業振興とともに，都市・農村交流と田園集落づくりを進めます。

米をはじめ各種農畜産物の生産性や付加価値を高め，安心・安全な食料の供給と収益性の高い農業を確立します。また，白根地区に（仮称）アグリパーク・国際農業研究センターを整備し，農業の調査研究，農業者の起業支援に取り組みます。

農村地域の各所では，農産物直売所などの整備を促進し，生産者の顔の見える販売や農業体験などを通じて，消費者との交流を進めます。また，農村集落が集落単位で農業・農村振興に取り組むための，集落住民主体の計画づくりを支援し，農業振興や土地利用，生活基盤整備，都市・農村交流など，農村活性化に関する取り組みを実践していきます。

○方針 4-2 国際拠点都市の魅力をもつ観光・交流産業の育成

観光・交流産業は、関連産業の振興や、多くの人の来訪を契機とした都市づくりの進展など、様々な副次的効果をもたらします。このため、観光・交流産業の育成に向けた各種の取り組みを進めるとともに、都市づくりを行なう上でも、観光・交流施策と連動した取り組みを進めていきます。

◆目標 16◆ 多くの資源を発掘し、より長く・幅広く新潟を体感してもらう

来訪者に、より広く、より長く滞在してもらい、新たな新潟ファンを増やしていくためにPR活動などを進めるほか、地域資源の発掘、観光拠点の整備、街並み整備など観光・交流と連動した都市づくりに取り組み、観光・交流産業の振興を図ります。

1) 新潟市の歴史・文化・自然を感じる、まちなか観光、広域観光を推進します。

歴史的な建物の公開や活用、歴史的な街なみ環境の整備など、地域の歴史・文化を象徴する施設や風景を活用し、魅力あるまち歩き観光コースを整備することにより、観光客の増加を図ります。また、地域の観光や歴史文化を紹介する情報拠点、観光案内の仕組みを整備し、遠方からの来訪者、外国人にも分かり易いサービスを提供します。

2) 「にいがたの食と花」をPRする拠点を整備するとともに、各地域の観光資源を発掘し磨いていきます。

鳥屋野潟南部地区に、「にいがたの食と花」のショーウィンドウとして都市・農村交流の拠点となる核施設「(仮称)食と花のにいがた交流センター」の整備を進めます。また、地元学の推進、地域のお宝景観の発掘などの活動を進め、各地域の観光資源として活用していきます。

○方針 4-3 工場等跡地の土地利用の促進

工場の跡地など、市街地内の大規模遊休地は、産業振興や新産業の創出に寄与する土地利用を検討するとともに、地域振興や雇用確保など総合的な観点を持ち、地域の現状や特性をふまえた土地利用を促進します。

◆目標 17◆ 産業・地域・雇用の観点から跡地を有効活用する

市内の工業系地域では工場等跡地が発生しており、一部には非常に大規模な跡地も見られます。これら遊休地の利活用のあり方は、今後の都市づくりを考える上で重要な課題ですが、工業系地域は本来、産業のための土地利用として整備されたものであり、跡地の利用にあたっては、新たな企業誘致など産業としての利用を基本に考える必要があります。しかしながら、近年の産業構造の変化により、重厚長大型の大規模な工場用地を必要とする業態は減ってきており、比較的小規模な業態の進出に対応する区画や道路などが整っていない遊休地では、それらの環境整備を考える必要があります。また、近隣地区の土地利用実態などを踏まえると、一部の遊休地では、地区の振興や雇用創出などの総合的な観点から、産業以外の有効な土地利用のあり方も検討する必要があります。

1) 工場等跡地の有効活用に向けて、産業利用に向けた環境整備の検討、土地利用転換の検討を行いません。

工場等跡地は、産業用地としての利用を推進します。また、地域の現状や特性を踏まえながら、土地利用の転換を検討し、有効活用を図ります。土地利用転換にあたっては、導入すべき機能を総合的な視点から検討し、必要な道路・緑地などの整備を前提として、周辺環境と調和のとれた跡地利用を誘導します。

方針5 安心して暮らせる都市新潟

「方針5 安心して暮らせる都市新潟」では、「災害への備えと安全な都市空間整備により、誰もが安心して暮らせる都市とすること」を目指し、2つの個別方針を掲げます。

○方針5-1 自然災害に強い都市づくり

豪雨や大地震などの自然災害の際に地域で助け合いながら的確に行動できる地域社会づくりや、避難路・避難場所の整備により災害対応力の向上を図るとともに、災害への備えとして河川や市街地などの整備を進めることで、自然災害に強い、防災力の高い都市をつくります。

◆目標18◆ 水害に強い都市空間の整備を推進する

新潟市は大河が流れ、水の風景が美しい都市ですが、低地帯が多いため河川の氾濫による洪水などの水害にたびたび悩まされてきた歴史があります。そのために、これまで河川や排水施設の整備がなされてきました。また、豪雨の際には、農地が遊水地の役割を担うことにより、市街地の浸水被害を軽減してきました。しかし、都市化の進行により、雨水の受け皿でもあった農地面積が減少していることから、これまでの施設整備に加え、雨水の流出抑制に向けた取り組みを進めていきます。

また、日本海特有の冬の波浪を受ける海岸線は、急速な侵食は収まっていますが、一部には侵食の拡大も見られ、今後とも海岸保全を促進していきます。

これらの備えにより、市民の安全を守る水害に強い都市を目指します。

1) 水害から市民の安全を守る対策を進めます。

洪水対策として、信濃川や阿賀野川、中ノ口川など市内を流れる河川の改修を促進します。

浸水対策として、下水道施設の雨水排除能力の強化を推進し、河川や農業用施設との連携強化を図ります。また、民間宅地内においては雨水浸透施設の設置を支援し、学校のグラウンドなどの公共施設では、雨水貯留浸透施設の整備を進め、雨水流出の抑制に努めます。

海岸侵食への備えとしては、海岸線を安定的に維持する護岸整備を促進します。

◆目標 19◆ 防災力を高める

大地震などによる被害を最小限に抑えるためには、災害時の対応力と市街地の防災性の向上が必要となります。

災害が発生した際、初動対応として互いに助け合うことのできる地域社会の強化を図るとともに、安全な避難路・避難場所づくりと、防災情報を迅速かつ的確に伝えることのできる環境づくりなどを進めます。また、市街地の災害への備えとして、建物の耐震化や道路の整備などを促進します。

このようなハード、ソフトにわたる総合的な取り組みを通じて、防災力の高い都市を目指します。

1) 防災組織の育成や避難路・避難場所の整備により災害対応力を向上させます。

災害時、初動対応のできる地域の防災組織の育成や、防災情報を処理し、市民に的確な情報の発信・伝達を行なえるシステム整備などを進めるとともに、安全な避難路・避難場所、緊急輸送路などの基盤整備を促進し、災害対応力の向上を図ります。

2) 建物・道路の整備により市街地の防災性能を向上させます。

大地震時の建物倒壊や火災発生等による人的被害が起きないように、建物の耐震化と防火性能の向上を促進します。特に、家屋が密集している地区においては、建物の共同建替えや生活道路の整備など防災上の課題解消に向けた取り組みを促進します。これらの取り組みを通じて、市街地の防災性能を向上させていきます。

○方針 5-2 誰もが暮らしやすい環境づくり

交通結節点や公共施設，大規模な集客施設など，多くの市民が利用する場所では，ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境整備を行なうとともに，住宅についてもユニバーサルデザインの視点を取り入れるなど，障害が少なく誰もが安全に暮らせる環境をつくります。

◆目標 20◆ 障害の少ない施設と移動空間を整備する

市民の誰もが安心して暮らせるためには，日常の移動や利用環境が安全である必要があります。そのため，市民が利用する施設や歩行空間では，ユニバーサルデザインの視点を取り入れ，利用や移動にストレスと障害の少ない環境整備に取り組んでいきます。また，誰もが不安なく生活をおくれる住宅環境づくりに向けた取り組みを行います。

このような取り組みを通じて，誰もが安全に暮らしやすい都市を目指します。

1) 安全な移動空間の整備を進めます。

都心や地域の拠点，駅やバスターミナルなどの交通結節点，公共施設の周辺，通学路などでは，安全性・防犯性を向上させるために，歩行空間の確保や段差解消，十分な照明の確保など，バリアフリー化ならびにユニバーサルデザインの視点を基本とした整備を進めます。

2) 公共施設・民間施設にユニバーサルデザインの視点を取り入れます。

公共施設及び民間の大規模な集客施設などでは，安全で利用しやすい施設となるよう，ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進めます。また，障がいを持った方や，お年寄りなど誰もが自力で生活できるよう，ユニバーサルデザインの視点を取り入れた住宅の普及・啓発に取り組むとともに，住宅改修を支援します。

3 暮らしの質を高める身近な地域づくりの方針 —生活圏レベルの基本方針—

●暮らしの質を高める身近な地域づくりの方針では、市民の生活の舞台である生活圏レベルの理念「誰もが暮らしやすい個性ある地域」を踏まえ、日常的な生活圏レベルのまちづくりの行動指針として、4つの方針を示します。この方針は、身近な生活圏における市民一人ひとりの生活という視点から、生活圏を改善していくための指針を示しています。

なお、この4つの方針は、各区の具体方針を立てる下地として示すもので、各区の特性を反映したまちづくりの方向性は、区別構想で示します。

●方針6は、生活圏で日常の暮らしができるようにするための方針です。市民生活の要となるまちなかの機能を強化し魅力ある場所とするとともに、農村部と市街地部とを連携させ、地域内の移動をしやすくすることで、日常の暮らしが支障なく送れる生活圏にしていくための方針です。

●方針7は、身近な居場所を確保し地域活動を活発化させるための方針です。市民が身近な地域に愛着を持ち、暮らしの質を高めていくためには、居場所と呼べる場所や活動が必要です。また、農村集落と都市住民の交流などを通じて生活の新たな価値を見つけたり、地域ビジネスへ展開させていくことも有効です。このような生活圏内の連帯を強化し、様々な活動を活性化していくための方針です。

●方針8は、快適な住まいと住まいの環境を形成するための方針です。これからは、住宅に対するニーズは生活のスタイルや家族構成によって多様化すると考えられます。このようなニーズに応え、将来にわたり良質なストックとなるような住宅、住宅地を整備するための方針です。

●方針9は、地域の歴史や文化的個性を高めていくための方針です。市内の各地にある歴史や文化など、地域性を背景として形成されてきた身近な風景は、地域への愛着や誇りのもととなる重要なものです。有形無形の歴史文化資源の活用の方や、地域固有の風景を守り活用していくための方針です。

表 暮らしの質を高める身近な地域づくりの方針と各個別方針

方 針	個別方針
方針6 生活圏で 日常の暮らしができる	6-1 便利でにぎわいのあるまちなか
	6-2 まちなかに容易にアクセスできる
方針7 身近な居場所があり、 様々な活動や交流ができる	7-1 身近な場所で、集い、憩える
	7-2 農村の暮らし、まちの暮らしを知り、親しめる
	7-3 生活圏で働き、地域社会に貢献する
方針8 快適な住まいで暮らせる	8-1 多様な暮らし方を支援する住宅で暮らせる
	8-2 暮らしやすい居住環境につくりかえる
	8-3 住み続けられる質の高い住宅で暮らせる
方針9 歴史・文化的個性を 感じることができる	9-1 地域文化を守り、活かす
	9-2 身近な地域の風景を発見し、育てる

方針6 生活圏で日常の暮らしができる

「方針6 生活圏で日常の暮らしができる」では、「日常生活の核としてまちなかを復活させ、併せて地域内の移動利便性を向上することにより、生活圏の自立性を高めること」を目指し、2つの個別方針を示します。

○方針6-1 便利でにぎわいのあるまちなか

中心的な役割を担うまちなかに主要なサービス施設を配置し、便利でにぎわいのあるまちなかづくりを進めます。また、まちなかでは、主要な施設や拠点間を市民が徒歩や自転車で移動しやすいように、必要な基盤の整備に取り組みます。これらによって、まちなかを活気とにぎわいのある拠点にすることを目指します。

◆目標21◆ 便利なまちなかで用が足りる

まちなかは、古くから地域の生活の拠点としての役割を担ってきましたが、郊外化の進展などを背景に、衰退傾向にあります。生活圏で日常の暮らしをまかなうため、まちなかにかつての利便性などを復活させていく必要があります。そのため、まちなかが持つ既存の都市基盤や機能を活かしつつ、各種のサービス機能を、歩いて行ける範囲に集積させていく必要があります。

このような取り組みを通じて、市民がまちなかで用事を済ませることができ、活気とにぎわいのある拠点としていくことを目指します。

1) まちなかの生活サービス機能を充実させ、公共施設も適正に配置していきます。

まちなかの利便性を高めていくため、主要な公共施設や生活サービス施設を歩ける範囲に集積・誘導します。公共施設の新設や建替えにあたっては、地域の状況や施設の性格を踏まえて、望ましい配置となる立地場所を選定します。

2) 空き店舗対策を推進し、まちなかに活気を取り戻します。

まちなかの商店街の活性化を図るため、空き店舗の有効活用に取り組みます。また、空き店舗の解消を図るため、関係者との連携を図ります。

◆目標 22◆ まちの広がりを快適に移動できる

まちなかでは、商店街や主要な生活サービス施設、公共施設等を徒歩や自転車で快適に移動できる空間づくりを行うとともに、安全な環境づくりに取り組みます。また、郊外のサービス機能の集積地を、生活圏での日常生活を支えるサブ拠点として位置づけ、地域内からのアクセスなどを検討しながら、地域全体の生活機能の確保を図ります。

このような取り組みを通じて、日常生活を支える機能と移動空間・移動手段の利便性を向上させ、暮らしやすい地域づくりを目指します。

1) まちなかを快適に移動できる歩行者・自転車ネットワークを形成します。

まちなかの主要な施設を結ぶ、快適な歩行者空間・自転車走行空間の整備を進めるとともに、案内板の設置などに取り組みます。また、まちなかの中心的な通りなどでは、歩行者と自動車が進み分けられる交通環境整備を目指します。

2) 郊外サブ拠点を活用して、地域の自立性を高めます。

郊外部で店舗等が集積している地域は、地域住民の日常生活を支えるサブ拠点と捉え、店舗と協力した地域内アクセス手段の確保や、まちなかとのアクセス、商店街との連携等を検討し、地域での日常生活の自立性を高めます。

○方針 6-2 まちなかに容易にアクセスできる

既存の公共交通機関の活用や改善に加えて、住民バスなど多様な地域交通手段の検討、地域の核となる交通結節点の形成などにより、集落からまちなかへの移動手段を増やし、まちなかへのアクセス性の向上を目指します。これらの取り組みにより、できるだけ自家用車に頼らずに生活できる生活圏の形成を目指します。

◆目標 23◆ 集落とまちなかを結ぶための交通手段と道路を確保する

生活圏の中心であるまちなかへ、誰もがアクセスできる交通手段を確保することが必要です。特に、自家用車以外の移動手段の確保が課題であり、バスの活用や地域の実情に合った移動手段の確保に取り組む必要があります。また、集落とまちなかを結ぶ道路は、整備が不十分な箇所もあるため、それらの道路整備に取り組みます。

これにより、自家用車に過度に頼らずに日常生活を満たすことができる自立的な生活圏づくりを目指します。

1) まちなかにアクセスする地域交通手段を確保します。

地域の交通手段を確保するため、鉄道や路線バスを活用した上で、区バスや住民バスの導入、企業バスとの連携など、地域力を活かした交通サービスの充実を図ります。また、高齢者や障がい者の移動を支える福祉タクシーなどの移動手段の充実を図ります。さらに、このような地域交通施策の検討にあたっては、市民、行政及び事業者が協働して取り組みます。

2) 農村部と都市部の連携を強化する道路整備を進めます。

集落と市街地を結ぶ幹線的な道路では、既存の道路の有効活用を原則として、必要な道路拡幅や歩道の設置などを行い、農村部と都市部の連携を強化します。

方針7 身近な居場所があり、様々な活動や交流ができる

「方針7 身近な居場所があり、様々な活動や交流ができる」では、「日常生活の中で新たな価値や充実感を感じられるような居場所、活動・交流の場を増やし、生活圏の活力と暮らしの質を高めること」を目指し、3つの個別方針を掲げます。

○方針7-1 身近な場所で、集い、憩える

誰もが自分の活動や交流の場所、ほっとできる憩いの場所などの「居場所」を持つことができるよう、機会や場を創出します。これにより、市民が自らの生活圏に愛着をもち、生き生きと暮らせるような地域社会づくりを目指します。

◆目標24◆ 活躍する場所、ほっとする場所で、生き生きと過ごす

市民にとって自らの生活圏が、居心地の良い、愛着のもてる場所になるためには、「居場所」があることが重要です。居場所には、地域での活動や交流を通じて自らの役割や存在意義を感じる場所という側面と、いつでも気軽に立ち寄れてほっとできる場所という2つの側面があります。

まちなかでやりたいことを見つけたり、心地よく歩ける空間、にぎわう空間を楽しむことや、近所での地域活動や交流、自然に接しながら過ごすなど、地域の中に様々な居場所を創出することで、市民が生き生きと暮らせ、愛着のもてる地域社会づくりを目指します。

1) 市民の活動拠点をつくり活発な交流を促します。

環境、福祉、歴史文化、まちづくりなど、多岐にわたる市民活動を支えるため、活動拠点の確保など、活動の環境づくりを行います。

2) 身近な自然を感じることで憩いの場を創出します。

身近な公園や散策路、川辺・海辺を楽しめる場所など、地域の自然を感じることで憩いの場を確保するとともに、これらをネットワークさせ回遊性を高めることで、ほっとできる憩いの場の充実を図ります。

○方針 7-2 農村の暮らし、まちの暮らしを知り、親しめる

市民が自らの生活圏でより充実した生活をおくれるように、様々な形で、都市と農村の交流を促進していきます。このような交流により、農村部、都市部双方の市民が、新たな楽しみと活力を得て、地域社会をさらに活性化していくことを目指します。

◆目標 25◆ 都市と農村の交流で、新たな価値を見出す

市民が自らの生活圏で、より充実した生活をおくれるように、農村部と都市部の市民の交流の促進に取り組みます。

農村集落住民は、援農・体験学習の受け入れや、消費者と接する農産物直接販売などを通じて、これまでの日常生活とは異なった充実感など、生活の豊かさの向上に結びつく新たな価値を見出すことができます。また、都市住民にとっては、美しい田園風景を楽しみながら農業を体験したり農村に滞在することにより、緑による潤いを享受し、生活の豊かさの向上に結びつく新たな機会を得ることができます。

このように、都市と農村、人と人との交流を広げることにより、地域社会の活性化を図ります。

1) 様々な形で都市・農村交流の機会を創出し、地域社会を活性化します。

都市・農村交流は、生活圏内だけでなく、より広域の都市住民も視野に入れ、体験学習、食育、援農、観光、農業・農村のPRなど、様々な形で交流を促進します。

2) 田園集落づくりを推進し、集落の活性化を図ります。

農村集落活性化のため、集落住民が主体となった田園集落づくり制度を創設します。集落内や集落の縁辺部で、緑豊かな集落景観に調和した住環境のもと、集落と一体のコミュニティを形成できる住宅の整備を行うなど、活力ある集落づくりに取り組みます。

○方針 7-3 生活圏で働き，地域社会に貢献する

地元における就業意欲に応え，地域の課題を解決するため，地域生活に根ざしたコミュニティビジネスの創出を支援し，地域社会に貢献するまちづくりに取り組みます。

◆目標 26◆ 働くことが生活圏の暮らしの豊かさに結びつく

自分の生活圏で働きたいという市民のニーズを満たし，地域社会の課題や問題の解決にもつながらるコミュニティビジネスの創出を支援することにより，地域の雇用を創出するとともに，地域住民のふれあいや連帯感を高め，豊かなコミュニティ形成の足がかりとしていきます。

1) コミュニティビジネス創出への挑戦を支援します。

農業ヘルパーや福祉サービス，子育て支援，環境保全，地場製品の販売，農産物の加工・販売など，地域やコミュニティの様々な課題・ニーズに対応したコミュニティビジネスの創出を支援します。

方針 8 快適な住まいで暮らせる

「方針 8 快適な住まいで暮らせる」では、「多様な生活スタイル・住宅ニーズをもった市民一人ひとりが、将来にわたり良質な資産（ストック）となるような質の高い住宅・住宅地に住めるようになること」を目指して、3つの個別方針を掲げます。

○方針 8-1 多様な暮らし方を支援する住宅で暮らせる

市民それぞれが、多様な生活のスタイルや家族構成に応じて、利便性の高いまちなかや緑に包まれた環境など、住みたい環境の中で良質な住宅を選択できるようにしていきます。

◆目標 27◆ 利便性の高いまちなかの住宅で暮らせる

都市基盤が整っている都心やまちなかは、高齢者や子育て世帯など全ての世代にとって、歩いて暮らせる利便性の高い場所となっています。近年、この利便性の高い都心やまちなかへの住み替えニーズが高まっています。また、都心やまちなかで居住人口を維持し、増加させることは、中心市街地ににぎわいや活気をもたらすだけでなく、既存の都市基盤の有効活用につながります。そのため、まちなか居住の魅力についてPRしていくとともに、都心やまちなかに多様で良質な住宅の整備を誘導し、都心やまちなかに住みたいと考える市民が、自分に合った住宅を選択できるようにしていきます。

- 1) まちなかに様々なタイプの住宅の供給を促進し、多様な世代が住める場所にしていきます。

都心やまちなかでは、低未利用地を活用し、まちなか住宅の供給を促進していきます。また、多様な世代にとって住みやすい住宅供給の仕組みづくりを検討します。

- 2) まちなかの居住環境を魅力的にする住宅づくりを誘導していきます。

まちなか住宅の供給にあたって、緑化や景観誘導、オープンスペースの確保など、まちなかの居住環境の改善に貢献する住宅づくりを促進します。また、商業・業務機能を持ち合わせた住宅など、地域のにぎわいや活気の醸成に寄与する住宅の誘導を図ります。

- 3) まちなか居住の意義や支援策などについてPRしていきます。

市民に対し、まちなか居住について生活者の視点からの魅力や、まちづくりの視点からの意義を分かりやすくPRすることで、まちなか居住の良さについての啓発を図ります。また、地権者や事業者に対しては、まちなかで住宅を供給する際に活用できる様々な支援策についての情報提供を進め、民間による良質な住宅供給を促進していきます。

◆目標 28◆ 田園に囲まれた住宅で暮らせる

農村地域は、高齢化の進行と人口減少等により地域の活力が低下しつつありますが、緑やゆとりなどを感じさせる魅力的な環境をもっています。近年では郊外の緑豊かな環境のもとに生活したいという、新しい生活スタイルを志向する市民ニーズが顕在化しつつあります。このような状況を踏まえ、農村地域において、既存のコミュニティや田園風景を維持しながら、長期的に見て良質なストックとなる田園住宅を、住民の発意により供給できるようにします。このことにより、農村集落の定住人口を増やし、集落の維持・活性化につなげます。

1) 田園住宅を供給し農村振興を図ります。

農村地域では、コミュニティ活性化のために、集落住民が主体となった計画づくりと集落づくりを支援します。これにより、集落景観と調和した緑豊かな住環境のもとで、農作業への従事など農業・農村と結び付いた生活を求める人々のニーズに応える質の高い田園住宅の供給を誘導します。

○方針 8-2 暮らしやすい居住環境につくりかえる

住宅をはじめ、生活に必要な道路や公園、公共施設、さらには、人びとのコミュニティなど、これまでに蓄積された地域の財産を活かし、改善しながら、住み続けることのできる暮らしやすい居住環境にしていきます。

既存の建築ストックを有効活用するとともに、地震に強い住宅、バリアのない住宅づくりを進めます。

◆目標 29◆ 市民と行政との協働により暮らしやすい居住環境にする

既存の住宅地では、規模や形式・形態の異なる住宅の混在、敷地の細分化による住宅の密集など、様々な課題を抱える地区が見られます。また、周辺と調和しない突出した高層マンションが建設されることがあります。

一方、農村地域には、緑に包まれた伝統的な農家住宅が連なる美しい田園集落が数多く存在しますが、人口流出と高齢化の進行により、地域の活力が低下し、居住環境が悪化するおそれがあります。

そこで、住宅地や集落では、市民と行政が協働して、これまでに形成されてきた市街地のストックや集落特有の魅力を有効に活かしながら、維持・向上に取り組み、より快適に暮らせる魅力的な居住環境を創出していきます。

1) 既存住宅地の居住環境の改善に取り組みます。

地区計画等により、住民が主体となって、地区レベルでルールを定める取り組みを推進します。また、一定規模の開発事業を行う際に、地元住民と事業者が協議する場を設けるなど、よりよい居住環境を創出する仕組みを検討します。これらにより、既存住宅地の居住環境の改善と保全を図ります。

2) 美しく魅力的な田園集落づくりを進めます。

住民主体により、田園集落の緑やゆとりを感じさせる空間を活かしながら、魅力あふれる美しい田園集落の形成を進めます。

◆目標 30◆ 生活基盤の整った居住環境をつくる

既存の住宅地では、緊急車両の通行が困難な生活道路が残っていたり、憩いや潤いを与える身近な公園や緑地がないなど、様々な課題をもつ地区が見られます。そのため、それぞれの地区がもつ生活環境の課題の解決に取り組み、安全かつ快適な居住環境をつくります。

1) 生活関連施設の整備と改善を進めます。

誰もが安全に通行できるよう、生活道路の改良や舗装を進めるとともに、住民の協力を得ながら、狭あい道路や行き止まり道路の改善を図ります。特に通学路では、子ども達が安全に通行できるよう交通安全対策や防犯対策を講じます。

また、小公園の整備など、地区に緑やオープンスペースを確保する取り組みを進めます。

◆目標 31◆ 既存の建築ストックを活用した住宅を供給する

市内の空き家・空室は増加傾向にあります。空き家・空室の活用や流通を促すことは、まちづくりの観点からは、まちなか居住の促進や、都市基盤の有効活用という意義があります。また、居住者（住宅取得者）にとっては、個性的な住空間で暮らすことや、低廉な住宅取得が可能となるなどの利点があり、持ち主にとっても、資産の有効活用などの利点があります。このため、空き家・空室などの既存の建築ストックを活用した住宅供給を促進します。

1) 既存の建築ストックを活用した住宅づくりを進めます。

空き家・空室の有効活用を進めるため、空き家の情報を収集し提供する仕組みを検討します。また、事務所ビルの空室などについては、住居への用途転換を支援し、多様な市民ニーズに応じた住宅づくりを進めます。

◆目標 32◆ 地震に強く、安全な住宅で暮らす

大地震から人命と財産を守るためには、生活基盤である住宅が、高い耐震性能や防火性能を有している必要があります。最近では、耐震性を備えた住宅が建てられていますが、比較的古い住宅など、一定の耐震基準を満たしていない住宅も市内にはまだ多くあります。そのため、市民が地震に強い安全な住宅に住めるようにするとともに、個々の建物の耐震・防火性能の向上を推進することにより、その住宅地全体の防災性を高めます。

また、世帯構成の変化や、高齢化による身体能力の変化などにより、それまで暮らしていた住宅が使いにくくなることがあります。日常的な使い方の面からも安全性を向上し、高齢者、障がい者が安全に住める住宅づくりを進めます。

1) 地震に強い住宅への改修を支援します。

一定の耐震基準を満たしていない木造戸建住宅や分譲マンションなどの耐震性の向上を図るため、耐震診断や耐震改修工事への助成、リフォーム資金の融資など、各種の支援と制度の周知を進めます。

2) 使いやすい住宅への改修を支援します。

高齢者、障がい者など誰もが安心して使える住宅づくりの普及・啓発を進め、バリアフリー化への住宅リフォーム助成などの支援を行います。

○方針 8-3 住み続けられる質の高い住宅で暮らせる

市民が、ライフスタイル等に合わせながら、長く住み続けられる良質な住宅を選択できるようしていきます。

◆目標 33◆ 使いやすい住宅，長く使える住宅で暮らせる

住宅には、少子化・高齢化，ライフスタイルの変化等に対応できることが求められており，長期に渡り良質なストックとしていくことが必要です。そのため，暮らし続けられる良質な住宅，居住者にとって使いやすい住宅の供給を促進します。

さらに，長期に渡って使い続けられる住宅を供給することは，安定した住宅ストックの蓄積につながるとともに，限りある資源の有効利用でもあり，持続可能な都市づくりにつながります。

1) 誰もが使いやすい住宅づくりを支援します。

高齢者，障がい者，子育て世帯など，誰もが使いやすい住宅づくりの普及・啓発を進めます。

2) 長期に渡って利用できる，質の高い住宅の供給を促進します。

地震等に耐え，世代を超えて使い続けられる住宅の供給を促進します。

方針9 歴史・文化的個性を感じることができる

「方針9 歴史・文化的個性を感じることができる」では、「地域固有の歴史や文化を活かし、それらを身近に感じることができる地域づくりを進めて、市民の地域に対する誇りと愛着を高めること」を目指し、2つの個別方針を掲げます。

○方針9-1 地域文化を守り、活かす

新潟市には、長い時間をかけて作り上げられた歴史・文化的個性が数多く蓄積されています。それら地域固有の歴史・文化資源を発掘するとともに、後世に継承できるよう保全・再生し、市民が地域に愛着と誇りを持ち続けられるような地域づくりを進めます。

◆目標34◆ 歴史・文化的資源を再発見し誇りを持てる

新潟市は、それぞれの個性を持った14市町村の合併により誕生しました。これらの地域には、それぞれの歴史的・文化的特性があり、これらを後世に継承できるよう保全・再生し、広く紹介していく必要があります。このような取り組みを通じて、市民が地域に誇りを持てる地域活動の展開を目指します。

1) 地域固有の歴史・文化を発掘し、継承します。

地域の歴史・文化を物語る貴重な有形・無形の文化遺産を調査・収集し、保全します。また、白根大風合戦など地域固有のイベントや祭事などを継承するとともに、その魅力を広く紹介し、観光資源などに活用します。

2) 地元学・地域学の活動を支援し、市民が地域文化を共有できるようにします。

自分の暮らす地域を学ぶ地域学の取り組みや、地域を見つめ直し、地域の魅力・宝（資源）を活かしながら地域づくりを行う地元学の取り組みを支援します。また、この活動と連動して、各地域の景観資源等を市民自ら発掘する魅力探検ツアーなどの開催や支援、魅力ある景観形成に向けた意識の共有化を図る取り組み等を充実します。

○方針 9-2 身近な地域の風景を発見し、育てる

各地域には、長い年月をかけて形成されてきた、固有の街並みや自然風景があります。これらの風景は、当たり前前の風景として見過ごされている可能性があります。改めて地域の固有の風景を見つめ直し、保全・活用していくことによって、地域のアイデンティティを強化し、それを市民が認識できるようにしていきます。

◆目標 35◆ 地域を特徴づける美しい風景を保全・活用する

各地域には、気候風土に合わせ、長い年月をかけて形成されてきた、美しい街並み、田園風景や自然風景があります。これらの風景は、日常生活の中では当たり前前の風景として見過ごされている可能性があります。しかし、地域の歴史・文化資源の発掘を通じて、これらの固有の風景を再発見し、保全し活用していく必要があります。この取り組みを通じて、地域のアイデンティティを強化し、それを市民が認識できるようにします。

1) 地域の誇れる場所を保全し散策や憩いの場などとして活用します。

河川や湖沼、海岸林や丘陵などの森林・里山景観など、地域固有の自然風景の保全を図ります。また、自然と一体となって地域の歴史・文化を感じさせる史跡や建造物は、周辺環境も含めて保全を図り、地域固有の風景として活用していきます。

2) 個性ある街並みの整備を進めます。

旧街道の街並み、雁木の残る商店街など、暮らしの中で育まれてきた地域を代表する街並みは、街並み環境整備のルールづくりを行うなど、そのまちの表情を活かした整備を図ります。

3) 美しい田園・集落景観の形成を図ります。

田園集落では、集落景観にふさわしい建築物の保全・誘導、屋敷林・集落林の保全などを図ることにより、集落と田園、山林、河川等が調和した景観形成を進めます。

－区別構想－

第5章. 区づくりの方針

1 区別構想

「区別構想」では、上位計画である新・新潟市総合計画で示された「区ビジョン基本方針」及び都市計画基本方針全体構想で示した都市・地域づくりの方針に基づき、本市全体の都市づくりを踏まえつつ、各区の特性を活かした区づくりの大枠の方向性を示します。

これに基づき、各区においては、区を主体に区づくりを進めるためのより具体的の方針を定めます。この具体的の方針の策定にあたっては、「区ビジョン基本方針」の実現に向けた具体的な取り組みを示す「区ビジョンまちづくり計画」と、都市計画基本方針全体構想における「生活圏レベルの基本方針」を踏まえながら、生活圏・身近な暮らしの視点に根ざした方針づくりを進めます。

北 区

《北区の将来像》－区ビジョン基本方針より－

～豊かな自然の中で人やものが交流する，安全で活力あふれるまち～

《 区づくりの方向性 》

- ① 新潟東港周辺を産業拠点と位置づけ，国際物流拠点としての港湾機能を活かした活力あるまちづくりを進めます。
- ② 福島潟や海辺の森，田園など豊かな水辺や緑を保全・活用した潤いのあるまちづくりを進めます。
- ③ 葛塚地区を地域拠点，松浜地区を生活拠点としてにぎわいのある，暮らしの質を高める拠点づくりを進めます。
- ④ (仮称)新潟中央環状道路などの整備を進め，市内の交通連携軸を構築するとともに，区内のネットワークの強化を図ります。

東 区

《東区の将来像》－区ビジョン基本方針より－

～暮らしと産業の調和を活かした，世界と共生するまち～

《 区づくりの方向性 》

- ① 山の下・河渡地区，木戸・大形地区，石山地区の各生活圏を生活拠点と位置づけ，身近な生活の利便性を高めるとともに，市街地内の遊休地の有効利用を促進します。
- ② 新潟空港及び新潟西港は，物流と交流の広域交通拠点として機能の充実を図ります。
- ③ 広域幹線道路網の整備とともに，区内における南北の連携強化を目指した道路の整備に取り組みます。
- ④ 通船川・阿賀野川などの河川は貴重な水辺空間として保全を基本に機能の強化を図り，区民の憩いの場として活用します。
- ⑤ 区の東南部に広がる農地や農村集落は，市街地をやさしく包む田園として守り活用し，豊かな自然と都市機能の利便性を兼ね備えたまちづくりを目指します。

中央区

《中央区の将来像》－区ビジョン基本方針より－
～都心が賑わい、人々が集い交流する水辺のまち～

《 区づくりの方向性 》

- ① 日本海拠点都市新潟の中心核として、都心の活性化のための施策や新潟駅周辺地区の整備など、都市の拠点づくりに取り組むことにより、まちの賑わいと都市の魅力を高めます。
- ② 基幹公共交通軸の強化など誰もが快適に移動しやすい交通環境や、まちなか居住の促進など良好な住環境の整備を行なうとともに、景観に配慮した「まちなみ」の形成を行ない、住んで快適、訪れて楽しい空間を創造します。
- ③ 鳥屋野潟および周辺の緑地や信濃川、海岸林における豊かな自然を保全し、市民生活の安全を確保する施設として整備を促進するとともに、潤いとやすらぎを提供する水辺空間として活用を図ります。

江南区

《江南区の将来像》－区ビジョン基本方針より－
～緑と調和した、賑わいと安らぎのあるまち～

《 区づくりの方向性 》

- ① 亀田・横越・曾野木地区の既成市街地の都市機能の充実を図るとともに、亀田地区を地域拠点、横越・曾野木・両川・大江山地区を生活の拠点として活性化を図ります。
- ② JR信越本線と（仮称）新潟中央環状道路が交差する交通結節点や流通拠点施設等の重要な社会資本施設を有効活用することで、市全体や区の持続的な発展に寄与できる新しいまちづくりに取り組みます。
- ③ 日本海東北自動車道や磐越自動車道をはじめ、国道49号、403号の広域幹線道路網とリンクした地域間交流ネットワークや区内交通ネットワーク構築のため、（仮称）新潟中央環状道路・外郭環状道路等の主要幹線道路の整備を進めます。
- ④ 農村集落では、田園集落づくり制度などにより、定住人口の確保や活性化を図ります。
- ⑤ 田園及び河川などは、江南区の貴重な財産として捉え、その恵まれた自然環境の保全に努め、豊かな自然と都市機能の利便性を兼ね備えたまちづくりを進めます。

秋葉区

《秋葉区の将来像》－区ビジョン基本方針より－ ～花と緑に囲まれた、快適でにぎわいのあるまち～

《 区づくりの方向性 》

- ① 市街地の活性化を図るため、新津駅周辺では地域の拠点性を高め、個性あるまちづくりを進めます。また、小須戸地区・荻川駅周辺の地域を生活拠点として位置づけ、身近な生活の利便性を高めます。
- ② 郊外の集落では、優良田園住宅制度等の活用を推進し、田園風景と調和した景観や集落のコミュニティの維持・活性化を図ります。
- ③ 磐越自動車道、国道 403 号及び 460 号を区域の骨格道路とし、これらを軸に主要な県道・市道を活かした区域内的の道路ネットワークの強化を図ります。
- ④ 鉄道駅を中心に、利用しやすい公共交通体系を構築し、便利で快適なまちを目指します。
- ⑤ 区のシンボルとなる水豊かな信濃川・阿賀野川、緑豊かな新津丘陵、これらに囲まれた田園地域を区の風景の骨格となる貴重な資産ととらえ、この豊かな生態系をはぐくむ恵まれた自然の保全と活用に努め、美しい景観と調和のとれたまちづくりを目指します。

南区

《 南区の将来像 》－区ビジョン基本方針より－ ～大地の恵みと伝統文化、技がはぐくむうまいのあるまち～

《 区づくりの方向性 》

- ① 公共公益施設が集積する白根地区中心部を地域拠点、味方・月潟の中心部をそれぞれ生活拠点とします。また、(仮称)アグリパーク・国際農業研究センターを中心に交流拠点を形成します。
- ② 広大な農地は、基幹産業である農業の基盤であり、区の骨格的な環境資産であるため、これを保全します。また、区内で生産される豊富な農作物などの地域資源を活用した内発型産業を育成・支援し、農村部での雇用機会の創出と人口維持を図り、農村集落の活性化に努めます。
- ③ 区内の工業団地や企業立地適地に企業誘致を積極的に進め、産業の振興と雇用の確保を図ります。
- ④ 中ノ口川・信濃川の治水対策を促進し、居住住民の安心・安全を確保します。
- ⑤ (仮称)新潟中央環状道路の整備を推進し、国道 460 号とともに環状方向の交通連携を強化することによって、円滑な物流の促進と、観光や農業体験の輪を広げ、交流人口の拡大を図ります。
- ⑥ 国道 8 号白根バイパスの整備を推進し、朝夕の交通混雑を緩和します。
- ⑦ 南区から新潟中心部へのアクセスや定時性の確保など、バス利用者の利便性、快適性の向上を図り、環境にも利用者にもやさしい公共交通の充実を図ります。

西 区

《 西区の将来像 》 -区ビジョン基本方針より-

～都市と農村が共生する，うるおいの居住環境と優れた学術環境に育まれるまち～

《 区づくりの方向性 》

- ① 坂井輪地区中心部を地域拠点に，越後線各駅の周辺地域一帯と黒埼地区中心部を生活拠点に，越後赤塚駅周辺を近隣拠点として機能の充実を図ります。また，区の持続的な発展に寄与する都市機能を確保するため，今後，地域拠点の形成について検討していきます。
- ② 新潟西バイパス沿道の流通センターを物流拠点として，その流通機能を活かした活力あるまちづくりを進めます。
- ③ (仮称)新潟中央環状道路，外郭環状道路及び区中心部の骨格となる都市計画道路の整備を進め，国道 116 号などの放射状道路とともに道路網の機能強化を図ります。また，JRなどと連携し，公共交通の利便性の向上を図ります。
- ④ 貴重な自然地である南西部の広大な農地を保全するとともに，本市の豊かな自然環境を象徴する佐潟などの水辺環境と生態を維持・保全し，潤いと安らぎの空間の創出に努めます。また，海岸沿いの保安林未整備地域の整備促進に取り組みます。

西蒲区

《 西蒲区の将来像 》 -区ビジョン基本方針より-

～豊かな自然環境や観光資源に恵まれた，人と人が温かくふれあうまち～

《 区づくりの方向性 》

- ① 巻駅周辺を地域拠点として機能の充実を図ります。岩室，西川，潟東，中之口の各中心部を生活圏の拠点として機能を強化します。
- ② 広大な農地の多面的機能の維持向上に努めるとともに，基幹産業である農業の振興を図り，都市と農村が共生するまちづくりを進めます。
- ③ 国道 116 号，国道 460 号の交差点を中心として，海岸側の国道 402 号および，今後，整備に取り組む(仮称)新潟中央環状道路により骨格的な道路ネットワークを形成します。
- ④ 区民生活に必要な公共交通の利便性の向上を図ります。また，巻潟東インターの交通結節点としての機能を活かした整備などに取り組みます。
- ⑤ 海，山，平野からなる恵まれた自然環境を保全するとともに，区の観光資源として有効活用を図り，岩室温泉など観光拠点づくりに取り組みます。